

一般社団法人 山梨県作業療法士会 会費規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人 山梨県作業療法士会定款第8条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条

会費は、次の通りとする。

正会員 年額 10,000円

賛助会員 年額 10,000円

名誉会員 年額 免除

(会費の納期)

第3条

会費は、当該事業年度末日までに納入しなければならない。

(途中入会)

第4条

事業年度の中途に入会した正会員および賛助会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

(会費の返還)

第5条

既納の会費については、返還しない。

(会費の滞納)

第6条

当該年度中に会費を納入しない場合は、定款第9条により退会となる。

(再入会)

第7条

前条によって退会となった会員が、再び入会しようとする場合には、入会手続きを行い、滞納額を納めるものとする。

(規程の改定および廃止)

第8条

この規程の改正および廃止は、理事会の承認を必要とする。

附則

1 この規程は平成24年4月1日から施行する。